

営業秘密保護法制について（今後の検討事項案）

平成26年10月31日
事 務 局

1. 営業秘密保護法制を巡る近年の環境変化

営業秘密保護法制を検討するに当たって、次のような環境変化を考慮する必要があるのではないかと。

（営業秘密の重要性の増大）

- ・ 競争力の源泉としての営業秘密の重要性増大（オープン・クローズ戦略）
- ・ 営業秘密情報の多様化（漏えい時の被害者は営業秘密保有企業に限らない）

（盗取手法の多様化）

- ・ 情報通信技術の一層の高度化（保管の電子化、盗取の電子化による瞬時的・世界的な流通可能性）

（抑止力の確保）

- ・ 技術情報、名簿などの営業秘密に関する内外からの盗取事例の増大
- ・ 諸外国の厳罰化の傾向（制度面及び執行面）をも踏まえた、我が国における刑事、民事における抑止力の確保や責任追及の可能性

2. 今後の検討事項（案）

（1）刑事規定

① 処罰範囲

現行法の処罰範囲の中心は、営業秘密の不正な開示・使用とその前段階としての取得であり、その前後（前段階としては取得のための未遂・共謀行為、後段階としては、不正に取得された営業秘密の転売、その使用による製品の販売等）については基本的に射程外となっている。1. のような環境変化を踏まえ、次のような事象への対応についてどのように考えるか。

- ・ 営業秘密が電子情報として「転々流通」するケース（現行法上は、二次取得者までを処罰することとしており（21条1項7号）、三次取得者以降は処罰対象ではない）

- ・ クラウドの普及に伴い、また防災リスクの観点から、営業秘密の海外サーバーでの保管増加。「サイバー攻撃」が海外から行われる事例の増加。
(現行法上は、「使用・開示」のみ国外犯の対象となっているため(21条4項)、国外での取得行為については処罰対象ではない)
- ・ 不正に取得された営業秘密が使用されて製造される製品の販売、輸出入。なお、特許権侵害物品については、既に、善意・悪意を問わず、製品の販売、輸出入は権利侵害となり、禁止される。(営業秘密侵害物品については、現行法上は、民事上もまた刑事上も販売・輸出入は禁止されていない)
- ・ 既遂に達する前の処罰のあり方。諸外国においては未遂や共謀段階の処罰事例が非常に多いと指摘されている(現行法上は、営業秘密侵害罪は未遂や共謀、(独立)教唆等の対象となっていない)

②法定刑(抑止力)

- ・ 営業秘密の盗取に対して巨額の賠償請求事例が見られる中で、(賠償と抑止力は論理的には異なるものであるとしても)、抑止力(法定刑:懲役、罰金、法人重課)は諸外国と比べても、十分なものとなっているか。(現行法の法定刑:懲役 10年以下、罰金 1千万円以下、法人重課 3億円以下)
- ・ 我が国における営業秘密侵害罪の摘発件数の少なさや、実際の判決が諸外国との比較の上では相対的に「軽い」傾向にあることをどのように評価するか。

③非親告罪化

- ・ 営業秘密の保有者とその漏えいによる被害者が異なる場合が生じるなど、被害が一企業にとどまらないケースも見受けられる中、営業秘密侵害罪が親告罪となっていることについてどのように考えるか。

※注 従来、親告罪とされてきた背景として、公開の法廷における営業秘密漏洩のおそれが指摘されてきたが、平成23年改正における刑事訴訟手続の特例の導入によって、相当程度解決された。

(2) 民事規定その他

- ・ 営業秘密侵害訴訟において、被告側の使用を立証することは一般的に困難であるが、現行法6条（具体的態様明示義務）の現状をどのように評価すべきか。また、立証責任を一定の場合に転換することの可能性が指摘されているが、どのような構成がありうるか。
- ・ 内外において盗取行為の長期化が指摘される中で、法的関係の早期安定等を目的として導入された差止請求権の時効（3年）、除斥期間（10年）の今日的意義について、どのように考えるか。
- ・ 営業秘密侵害に関する民事訴訟における証拠収集の困難さ等が指摘される中、証拠収集手続の強化・多様化や国際裁判管轄・準拠法についてどのように考えるか。民事訴訟手続全体の中での議論が必要となるのではないか。
- ・ なお、民事規定全般について、我が国企業が被告となる場合もありうることを踏まえ、反証可能性、反証できなかった場合のリスクも考慮する必要があるのではないか。

(3) 法形式

- ・ 営業秘密に関する規律を定める「新法」を将来的に制定する、又は、法律名に営業秘密を掲げるとの指摘があるが、その意義・必要性についてどのように考えるか。
この点、「姿勢を見せる」というメリットのほか、「知財法としての性格が希釈化する」との指摘もあるが、メリット・デメリットについてどのように考えるべきか。その他営業秘密に関する包括的な法体系を作る場合に留意すべきことはあるか。
- ・ 短期的には、「可能な制度整備事項をまず実現する」という考え方でよいか。

以上